

介護予防サポーター養成講座

地域の高齢者支援のためのボランティアを養成します。

日時 ▽8月5日(月)・6日(火) 午前9時30分～午後3時▽8月7日(水)午前9時30分～正午

会場 総合学習センター教育庁舎

内容 介護予防・歯科講話・栄養講話・筋力トレーニング

対象 全日程に参加でき、研修終了後に介護予防サポーター(ボランティア)として市内で活動できる人

定員 30人(先着順)

参加料 無料(昼食は持参してください)

申し込み・問い合わせ 7月19日(金)までに元気長寿課(☎402809)へ

地域のチカラで明るい社会

7月は「社会を明るくする運動」の強調月間です。

この運動は、全ての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生に理解を深め、力を合わせて犯罪や非行のない明るい社会を築こうとするものです。

運動の一環として、市では期間中に更生保護事業活動資金の募金を行います。昨年は310万3331円のご協力をいただき、犯罪防止のためのパトロールや声かけ運動、保護司・更生保護女性会活動、薬物乱用防止の啓発、社会を明るくする運動の広報用品を市内中学校へ配布するなどのさまざまな活動に利用しました。皆様のご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ 福祉課(☎402297)

身体障がいに関する巡回相談会

県心身障害者福祉センターの医師などが、身体障がいに関する相談や義手や義足などの補装具の給付の相談を受け付けます。

日時 8月7日(水)午前10時～正午(予約制)

会場 福祉会館

相談内容 ▽身体障がい者に関する各種相談▽補装具の要否判定(整形外科のみ)

持ってくる物 身体障害者手帳・現在使用している補装具

申し込み・問い合わせ 7月19日(金)までに電話で福祉課(☎402384)へ

職業訓練説明会

夏の県民交通安全運動

7月11日(木)～7月20日(土)

年間スローガン
家庭でも みんなで語ろう 交通ルール

サブスローガン
自転車も 止まって確認 まがりかど

◆こどもと高齢者の交通事故防止

▷道路では「飛び出さない」「遊ばない」を守りましょう

▷道路を横断するときは、信号機や横断歩道のある場所を横断しましょう

▷横断歩道で歩行者などがいるときは、必ず一時停止して進路を譲りましょう

◆自転車等の交通安全意識の向上と交通事故防止

▷自転車に乗る時は、乗車用ヘルメットの着用に努め、交通ルールを守りましょう

▷自転車事故の危険性や正しい通行方法などについて話し合い、交通ルールの理解を深めましょう

問い合わせ 地域安全課(☎402245)



国民年金制度からのお知らせ

～保険料の免除および猶予について～

国民年金の第1号被保険者(毎月の保険料を納める人)で、経済的な理由で保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

※制度を利用するには申請して承認される必要があります。申請は毎年必要で、令和6年度分の申請は7月から受け付けています。なお、申請は過去2年1カ月分までさかのぼって行えます

※保険料が免除や猶予になった期間は、年金を受給するための資格期間に算入されますが、受け取る年金額は減額されます。年金額を増やしたい場合は10年以内であれば後から保険料を納めることができます

保険料免除制度

対象 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定基準以下の人

免除額 所得に応じ、保険料の全額・4分の3・半額・4分の1が免除されます。ただし、一部免除を受けた場合、免除された残りの保険料を納付しないと未納と同じ扱いになります

保険料納付猶予制度

対象 本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の50歳未満の人

猶予額 保険料の全額

学生納付特例制度

対象 本人の前年所得が一定基準以下の学生

猶予額 保険料の全額

失業による免除・猶予

失業したときは所得があっても、雇用保険受給資格者証(写し)などの書類を添付し申請すれば免除もしくは猶予になる場合があります。

免除・猶予額 保険料の全額・4分の3・半額・4分の1の免除、もしくは納付が全額猶予されます

共通事項

持ってくる物 身分証明書(学生納付特例の場合は学生証など)

申請窓口 日本年金機構高崎年金事務所・保険年金課・鬼石総合支所鬼石振興課

その他 マイナポータルから、免除の電子申請が可能になりました。マイナンバーカードを持っている人はマイナポータルの利用登録を行うと、窓口に来ることなく免除申請ができます。また、申請状況や審査結果を確認することも可能です。年度替わりのタイミングは窓口も混雑するため、電子申請を活用してください

問い合わせ ねんきんダイヤル(☎0570・50・1165)・保険年金課(☎402259)・鬼石振興課(☎523111)

	老齢基礎年金		障害・遺族基礎年金の保険料納付要件の 保険料納付済期間および免除期間への算入
	受給資格期間への算入	年金額への反映	
納付	○	○	○
全額免除	○	○(一部)	○
一部納付	○	○(一部)	○
納付猶予	○	×	○
学生納付特例	○	×	○
未納	×	×	×

※未納のままにしておくと、障がいや死亡といった不慮の事故が発生した際の障害基礎年金・遺族基礎年金や、将来の老齢基礎年金を受けられない場合があります